

徳島県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ鳴門店

鳴門市里浦町粟津西開一六八番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第百三十六号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により鳴門市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であつた場合も、周辺住民等から苦情があつた場合は、誠意を持つてこれに適切に対応すること。

特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

2 街並みづくり等への配慮等

近隣農地における営農について支障がないよう配慮すること。
事業地からの排水等において、近隣農地、農業用施設（農業用排水路、農道等）に支障が生じることのないよう適切な処置、管理を行うこと。また、支障が生じた場合には、速やかに関係者へ連絡し、届出者の責任において支障を取り除くこと。
事業地からの排水管理について、適時、地元土地改良区との連絡調整のもと、適切な排水管理を行うこと。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月五日から同年九月五日まで